

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策Ⅲ－3－2 男女共同参画の推進
---------	----------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業の名称	女性相談事業
目的	(1) 対象 日常生活を営む上で、人権侵害などにより様々な問題を抱えている女性
	(2) 意図 問題解決のための助言や情報提供、支援機関への繋ぎ等を受けることができる
事業概要	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1 指標名 式・定義	一元的支援体制（ワンストップサービス）を整備している市町村の数	目標値		15.0	16.0	17.0	19.0	市町村
		取組目標値						
	一元的相談窓口を設置している市町村（実質的に一元的支援体制となっている市町村を含む）の数（DV対策基本計画の数値目標）	実績値	14.0	14.0				
		達成率	—	93.4	—	—	—	%
2 指標名 式・定義		目標値						
		取組目標値						
		実績値						
		達成率	—	—	—	—	—	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)（千円）	47,350	47,310
うち一般財源（千円）	38,598	35,008

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 県内における女性相談件数…県の相談窓口3,802件（うちDV464件）市町村の相談窓口4,086件（うちDV408件）
- 全市町村で女性相談窓口を設置し、全ての窓口についてHP、広報紙等で明示。うち一元的相談体制設置 14市町村
- 市町村DV対策基本計画策定市町村数 単独計画または男女共同参画に盛り込み計画により全市町村で策定済み
- 女性に対する暴力対策関係機関連絡会 全県1回、7圏域各1回
- 県民向け公開講座の開催、県内12箇所で女性に対する暴力をなくす運動街頭活動を実施
- 女性相談センターに性暴力被害者支援機能を付加「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- ・「女性に対する暴力対策関係機関連携会議」を、全県及び、県内7圏域で開催し、関係機関との顔の見える関係作りにより、連携を深めた。
- ・11月の女性に対する暴力をなくす運動期間中に、市町村や警察等の関係機関とともに県内12箇所で街頭啓発活動を実施した。
- ・DV公開講座を開催し、一般県民にDVに対する正しい理解を促進した
- ・性暴力被害者支援に係る専門研修を、民間の支援機関と連携し実施した
- ・性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」の協力病院の助産師を性暴力被害者支援専門看護師養成研修に派遣した

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

① 困っている「状況」

- ・県の相談件数は横ばいで、依然として支援を要する女性がいる
- ・市町村の相談件数が増加している
- ・DVに関し、殆どの被害者が各種別の暴力を複合的に受けている
- ・性暴力被害者相談は、過去の被害の相談割合が高い
- ・相談に対する必要な支援が、単一機関のみでは困難
- ・中高生、大学生などの若い世代において、デートDVが問題となっている

② 困っている状況が発生している「原因」

- ・女性差別等、女性問題を生み出す社会的要因がなくならない
- ・身近な相談先として、市町村の相談窓口が周知が進んでいる
- ・加害者が、被害者支配の手段としての暴力を各種利用している
- ・性暴力の被害者への悪影響は長期間継続する
- ・一人の女性の抱える問題が複合的である
- ・デートDVに対する無理解

③ 原因を解消するための「課題」

- ・県の相談対応体制を整えると共に、女性の人権問題について予防啓発活動を継続する必要がある
- ・市町村の相談対応能力を向上させる必要がある
- ・DV被害者の個別状況・状態に応じた支援を行う必要がある
- ・性暴力被害者の個別状況・状態に応じた支援を行う必要がある
- ・関係機関が連携し、適切な役割分担のもと支援を行なう必要がある
- ・若年層に対しデートDV予防教育を行う必要がある

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- ・女性相談センター及び児童相談所に女性相談員を配置する。
- ・女性の人権問題に対する理解促進と相談窓口周知のため、県民に対し公開講座や街頭啓発活動等の普及啓発活動を実施する
- ・市町村の相談対応能力向上のため、専門研修の実施及び巡回相談やスーパーバイズを実施する
- ・DVや性暴力被害相談に対応する職員の専門性向上のため、専門研修の実施及び資格取得やS V養成研修等への派遣を行う
- ・DV被害者等への医療支援や法的支援のため、嘱託医師や弁護士による専門相談を実施する
- ・性暴力被害者への緊急医療支援や心理支援、法的支援のため、必要時に病院や弁護士会、臨床心理士会に支援依頼を行う
- ・日本語が話せない外国人被害者の相談に対応するため、専門通訳者を養成・登録する
- ・関係機関の連携促進のため、県及び各圏域で女性に対する暴力対策連絡会議や意見交換会を実施する
- ・若年層のデートDV防止のため、教育委員会と連携し中高生等に対しデートDV予防教育を実施する